

## 開設者【個人】の住所変更

建築士事務所の開設者は、個人事務所開設者の住所に変更があった場合は2週間以内に変更届を提出してください。(建築士法第 23 条の 5)

### ■申請に必要な書類 <正・副2部(副本はコピー可)提出>

- ①建築士事務所登録事項変更届 (様式3)

### ■提出先・問い合わせ先

長野県指定事務所登録機関

一般社団法人 長野県建築士事務所協会

〒380-0936 長野県長野市岡田町 124-1 長水建設会館2階

(当協会ホームページ <http://www.nsjk.com> を参照ください)

Tel 026-225-9277 Fax 026-225-9278

届出書の提出は郵送(簡易書留)による受付も取り扱います。但し、変更通知書及び変更届出書(副本)の返信用封筒(切手貼付)も同封の上、提出してください。